## 小樽市の給与•定員管理等について

## 1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 住民基本台帳人口 （17年度末） | 歳 出 ${ }^{\text {A 額 }}$ | 実質収支 | 人 件 $\begin{gathered}\text { 費 } \\ \\ \\ \\ \text { B }\end{gathered}$ | 人件費率 $\mathrm{B} / \mathrm{A}$ | (参考) <br> 16年度の人件費率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 17年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | \％ | \％ |
|  | 141，605 | 65，089，775 | $\triangle 1,408,714$ | 10，871，660 | 16．7\％ | 17.5 |

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数A | 給与費 |  |  |  | $\begin{gathered} \text { 一人当たり } \\ \text { 給与費 } \\ \text { B / A } \\ \hline \end{gathered}$ | （参考）類似団体平均一人当たり給与費 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 給 料 | 職員手当 | 期末•勤勉手当 | 計 B |  |  |
| 17年度 | 1，261 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|  |  | 4，963，787 | 1，009，853 | 1，993，657 | 7，967，297 | 6，318 | 7，012 |
| $\begin{array}{ll} \hline \text { (注) } & 1 \\ & 2 \end{array}$ | 職員手当職員数は | は退職手当平成 1 | を含まない 4月1日現 | の人数である。 |  |  |  |

（3）特記事項
特別職等の給料月額について，市長は $25 \%$ ，助役は $16 \%$ ，教育長は $13 \%$ 減額しており，これを基本として計算さ れる手当にも反映しています。また，平成18年4月より収入役を選任していません。

一般職（教育長を除く）においては，平成15年度比較で，平成16年度は3\％，平成17年度は5\％，平成18年度 は $7 \%$ の給料月額の独自削減を実施し，これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当につ いても，平成16年4月1日から部長職と次長職は $13 \%$ ，課長職は $8 \%$ を本来の額から減額しており，特殊勤務手当に ついては，平成 16 ～平成 18 年度は一律 $15 \%$ を削減した額で支給しています。
（4）ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

（注）1 ラスパイレス指数とは，国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額，初任給等の状況

（1）職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在） （1）一般行政職

| 区 分 | 平均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 <br> （国ベース） |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 小樽市 | 44.3 歳 | 328,179 円 | 395,327 円 | 372,820 円 |
| 北海道 | 42.8 歳 | 322,565 円 | 393,939 円 | 372,567 円 |
| 国 | 40.4 歳 | 328,477 円 | - 円 | 381,212 円 |
| 類 似 <br> 団 体 | 44.5 歳 | 363,208 円 | 459,063 円 | 422,918 円 |

## （2）技能労務職

| 区 分 | 平 均 年 齢 |  | 平均給料月額 |  | 平均給与月額 |  | 平均給与月額 （国ベース） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 小樽市 | 49.9 | 歳 | 340，180 | 円 | 393，993 | 円 | 375，586 | 円 |
| らち運転手 | 49.5 | 歳 | 337，530 | 円 | 390，875 | 円 | 379，461 | 円 |
| うち用務員 | 48.7 | 歳 | 331，705 | 円 | 394，753 | 円 | 380，125 | 円 |
| らち給食調理員 | 55.4 | 歳 | 368，813 | 円 | 396，568 | 円 | 388，988 | 円 |
| 北海道 | 46.0 | 歳 | 309，229 | 円 | 354，367 | 円 | 344，594 | 円 |
| 国 | 48.4 | 歳 | 286，500 | 円 |  | － | 318，595 | 円 |
| 類似団体 | 45.7 | 歳 | 339，379 | 円 | 400，404 | 円 | 385，285 | 円 |
| 民間事業者平均 | 51.8 | 歳 |  | － | 347，621 | 円 |  | － |

（3）教育職（指導主事及び社会教育主事）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 <br> （国ベース） |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 小樽市 | 45.3 歳 | 402,683 円 | 485,768 円 | 463,260 円 |
| 北海道 | 41.2 歳 | 339,368 円 | 397,076 円 | - 円 |
| 国 | - | - | - | - |
| 類 似 <br> 団 体 | 43.5 歳 | 358,175 円 | 406,616 円 | 393,454 円 |

（注）1 「平均給料月額」とは，18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明 らかにされているものである。
また，「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当，特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから，比較のため国家公務員と同じベースで再計算し たものである。
（2）職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

（3）職員の経験年数別•学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

| 区 | 分 | 経験年数10年 |  | 経験年数15年 |  | 経験年数20年 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 242，932 | 円 | 291，358 | 円 | 335，460 | 円 |
|  | 高 校 卒 | 210，467 | 円 | 244，550 | 円 | 286，575 | 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 285，125 | 円 | 311，525 | 円 | 349，043 | 円 |
|  | 中 学 卒 | （該当者なし） | 円 | （該当者なし） | 円 | 360，600 | 円 |
| 教 育 職 | 大 学 卒 | （該当者なし） | 円 | （該当者なし） | 円 | （該当者なし） | 円 |
|  | 高 校 卒 | （該当者なし） | 円 | （該当者なし） | 円 | （該当者なし） | 円 |

※ 技能労務職の平均給料月額が高いのは，一般行政職と比較し，平均的に採用時の年齢が高いため。

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

| 区 分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 級 | 困難部長 | 人 <br> 3 | $0.5{ }^{\text {\％}}$ |
| 8 級 | 部長•参事•困難部次長 | $\overline{\prime 人}$ | 2.3 \％ |
| 7 級 | 部次長•室長•副参事•困難課長•困難主幹 | $\begin{array}{ll} \hline & \text { 人 } \\ 61 \end{array}$ | $9.2{ }^{\text {\％}}$ |
| 6 級 | 課長•主幹•特に困難な係長•特に困難 な主査 | $144 \text { 人 }$ | 21.8 \％ |
| 5 級 | 困難係長•困難主査•困難上席 | $\begin{aligned} & \text { 人 } \\ & 107 \end{aligned}$ | $16.2{ }^{\text {\％}}$ |
| 4 級 | 係長•主査•高度の知識経験を有する上席職員 | $\begin{aligned} & 118 \text { 人 } \end{aligned}$ | $17.8{ }^{\text {\％}}$ |
| 3 級 | 吏員 | $\begin{array}{ll}  & \text { 人 } \end{array}$ | $20.2{ }^{\text {\％}}$ |
| 2 級 | 吏員 | 人 $72$ | 10.9 \％ |
| 1 級 | 吏員 | $8 \text { 人 }$ | 1.2 \％ |

（注） 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務である。

（2）昇給期間短縮の状況


## 4 職員の手当の状況

## （1）期末手当•勤勉手当

| 小 樽 市 | 北 海 | 道 | 国 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1人当たり平均支給額（17年度） | 1 人当たり平均支給額（17年度） |  | － |
| 1，570 千円 | 1，789 | 千円 |  |
| （18年度支給割合） | （18年度支給割合） |  | （18年度支給割合） |
| 期末手当 勤勉手当 | 期末手当 勤勉手当 |  |  |
| 3.0 月分 1.4 月分 | 3.0 月分 | 1.45 月分 | 3.0 月分 |
| （1．6）月分（0．7）月分 | （1．6）月分 | （0．75）月分 | （1．6）月分 |
| （加算措置の状況） | （加算措置の状況） |  | （加算措置の状況） |
| 職制上の段階，職務の級等による加算措置 | 職制上の段階，職務の級等による加算措置 |  | 職制上の段階，職務つ級等による加算措置 |
| －役職加算 5～20\％ | －役職加算 $5 \sim 20 \%$ |  | －役職加算 5 5 20\％ |
|  | －管理職加算 | 10～25\％ | －管理職加算 10～25\％ |

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。
（2）退職手当（18年4月1日現在）

| 小 | 樽 | 市 | 国 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （支給率） | 自己都合 | 勧奨•定年 | （支給率） | 自己都合 | 勧奨•定年 |
| 勤続20年 | 21.00 月分 | 32.76 月分 | 勤続20年 | 23.50 月分 | 30.55 月分 |
| 勤続25年 | 33.75 月分 | 42.12 月分 | 勤続25年 | 33.50 月分 | 41.34 月分 |
| 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 | 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 |
| その他の加算措置 |  |  | その他の加算措置 |  |  |
| （退職時特別昇給 | 定年•勧奨時 1 | 1号俸 ） | 定年前早期退缶 | 侍例措置 |  |
| 1人当たり平均支給額 | 3，437 千円 23,6 | 23，670 千円 | （ $2 \% \sim 20 \%$ | 加算） |  |

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した職員に支給された平均額である。
（3）地域手当（18年4月1日現在）

（注）平成 17 年度は調整手当の数値。
（22年度の制度完成時）

| 支給対象地域 | 支給率 | 国の制度（支給率） |  |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| 医師•歯科医師 | 15 | $\%$ | 15 |

※現在，特殊勤務手当として支給しているが，平成19年度より地域手当として支給する。
（注）国の制度では，平成22年度での完成を目指して，平成18年度から支給率を段階的に引き上げる こととしている。
（4）特殊勤務手当（18年4月1日現在）

| 支給実績（17年度決算） |  | 493,349 | 千円 |
| :--- | :--- | :--- | :---: | :---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） |  | 400,100 | 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度） |  | 61.3 | $\%$ |
| 手当の種類（手当数） |  |  | 77 |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 別表のとおり | 別表のとおり | 別表のとおり | 別表のとおり |

※ 平成19年4月より大幅な見直しを行い，種類は 77 種類から 20 種類へ減らし，支給額についても平成 19 年度は平成18年度との当初予算比較で約 1 億円程度縮減しております。
（5）時間外勤務手当

| 支給実績（17年度決算） | 431,783 千円 |
| :--- | ---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） | 331 千円 |
| 支給実績（16年度決算） | 425,729 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） | 409 千円 |

（注）時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む
（6）その他の手当（18年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度 との異同 | 国の制度と異なる内容 | $\begin{gathered} \text { 支給実績 } \\ \text { (17年度決算) } \end{gathered}$ | 支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （17年度決算） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 扶養手当 | （1）配偶者 月額 13,500 円 （2）扶養親族（配偶者除く） 2 人目まで 1 人 月額 $6,000 円$ 3 人目から 1 人 月額 5,000 円 （16歳から22歳までの子 1人5，000円加算） | 異 | $\begin{gathered} \text { 国 } \\ \text { 配偶者 } \\ \text { 月額 } 13,000 \text { 円 } \end{gathered}$ | 262，709 千円 | 242，600 円 |
| 住居手当 | （1）持家の場合月額 8，000円 （2）借家の場合 <br> 月額 12,000 円以上の家賃を支払 <br> っているときに限り一定の計算方法 <br> による額（上限月額 27，000円） | 異 | 持家月額 2,500 円 （新筑•購入後 5 年まで） | 225，236 千円 | 143，800 円 |
| 通勤手当 | 片道の通勤距稚が 2 km 以上で，交通機関•用具を利用する職員に支給 | 同 | － | 127，476 千円 | 87，000 円 |
| 管理職手当 | 課長職以上の管理職に支給（独自削減あり） <br> （1）部長職 月額 68,730 円 <br> （2）次長職 月額 $54,810 円$ <br> （3）課長職 月額 43,240 円 | 異 | $\begin{aligned} & \text { 定額制では } \\ & \text { なく定率制 } \end{aligned}$ | 141，279 千円 | 576，600 円 |


| 休日勤務手当 | 休日等の正規の勤務時間带に勤務し た場合に，1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | －千円 | －円 | ※時間外手当に含む |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命せ られた場合，1時間当たりの給与額に 100 分の 25 の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | 71，977 千円 | 134，300 |  |
| 宿日直手当 | あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 <br> （1）通常の宿日直 <br> 1回4，200円（半日直 2,100 円） <br> （2）病院において緊急医療従事及び器具等の監視 <br> 1回5，900円（半日直2，950円） <br> （3）常直的な宿日直勤務 <br> 月額 21,000 （（勤務日数が月の <br> 2分の1以下の場合，月額 10,500 円） | 異 | 国 <br> 医師の宿日直 （小樽市は同額で特殊勤務手当） | 38，768 千円 | 283，000 |  |
| 寒冷地手当 | 11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して，その世帯区分に基づき支給 <br> （1）世帯主 月額 23,360 円 <br> （2）漼世帯主 月額 $13,060 \mathrm{H}$ <br> （3）非世帯主 月額 $8,800 \mathrm{H}$ <br> （4）その他 支給なし <br> 平成 21 年 3 月 31 日まで経過措置あり <br> （18年度支給額） <br> （1）世帯主（扶養3人以上） <br> 月額 $38,135 \mathrm{H}$ <br> （2）世帯主（扶蓖 $1-2$ 人） <br> 月額 34,055 円 <br> （3）漼世帯主 月額 $20,860 \mathrm{H}$ <br> （4）非世帯主 月額 $13,660 \mathrm{H}$ <br> （5）その他 支給なし | 同 | － | 306，374 千円 | 150，000 |  |
| 単身赴任手当 | 勤務異動に伴い，住居を移転し やむを得ない事情により同居し ていた配偶者と別居し，単身で生活することを常況とし，距離制限を満たす場合支給 23，000円に交通距離に応じて加算す る額（上限 45,000 円）を月額として支給 | 同 | － | 696 千円 | 696，000 |  |

## 5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）



| $\begin{aligned} & \text { 期 } \\ & \text { 末 } \\ & \text { 手 } \\ & \text { 当 } \end{aligned}$ | 市区町村長 <br> 助 <br> 役 <br> 収 入 役 | 年度支給割合）${ }^{4.4}$ 月分 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 議  長 <br> 副 議 長 <br> 議  員 | （17年度支給割合） <br> 4.4 <br> 月 |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 退 } \\ & \text { 職 } \\ & \text { 手 } \\ & \text { 当 } \end{aligned}$ | 市区 町 村 長 <br> 助 <br> 役 <br> 収 入 役 | （算定方式） <br> 給料月額 $\times$ 支給率 $(540 / 100) \times$ 勤続年数給料月額 $\times$ 支給率 $(450 / 100) \times$ 勤続年数給料月額 $\times$ 支給率 $(360 / 100) \times$ 勤続年数 | （1期の手当額） $\begin{array}{r} 15,924,600 \\ 11,975,040 \\ 8,458,272 \end{array}$ | （支給時期）任期毎任期毎任期毎 |
|  | 備考 | 収入役は平成18年度から配置せず |  |  |

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は，減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき， 1 期 （4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由
（各年4月1日現在）

| $\qquad$ <br> 部 門 |  |  | 職員数 |  | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 平成18年 | 平成 17 年 |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 熥 } \\ & \text { 会 } \\ & \text { 計 } \\ & \text { 部 } \\ & \text { 阴 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 般 } \\ & \text { 行 } \\ & \text { 政 } \\ & \text { 部 } \\ & \text { 門 } \end{aligned}$ | 議会 | 111986951430158183132 | 111937151531159184145 | $\begin{gathered} 5 \\ \mathbf{\Delta}_{2} \\ 0 \\ \mathbf{\Delta}_{1} \\ \mathbf{\Delta}_{1} \\ \mathbf{\Delta}_{1} 1 \\ \mathbf{\Delta}_{1} \\ \mathbf{\Delta}_{1} 3 \\ \hline \end{gathered}$ | 欠員補充•病院新築業務の充実欠員不補充 <br> 農業委員会業務の見直し欠員不補充建設業務の見直し，欠員不補充欠員不補充 <br> 欠員不補充，保健所業務の見直し |
|  |  | 総務 |  |  |  |  |
|  |  | 税務 |  |  |  |  |
|  |  | 労働 |  |  |  |  |
|  |  | 農林水産 |  |  |  |  |
|  |  | 商工 |  |  |  |  |
|  |  | 土木 |  |  |  |  |
|  |  | 民生 |  |  |  |  |
|  |  | 衛生 |  |  |  |  |
|  |  | 小 計 | 800 | 814 | © 14 | ＜参考＞ <br> 人口1，000人当たり職員数 5.65 人 （類似団体の人口 1,000 人当たり職員数 4.88 人） |
|  |  | 育部門 | 185 | 188 | （ 3 | 欠員不補充，図書館等業務の見直し |
|  |  | 防部門 | 254 | 257 | － 3 | 欠員不補充，出張所の統廃合等 |
|  |  | 小 計 | 1，239 | 1，259 | － 20 | ＜参考＞ <br> 人口1，000人当たり職員数 8.75 人 （類似団体の人口 1,000 人当たり職員数 6.90 人） |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 公 } \\ & \text { 営 } \\ & \text { 荟 } \\ & \text { 業計 } \\ & \text { 等部 } \\ & \text { 阴 } \end{aligned}$ | 病院 |  | 555 | 584 | － 29 | 業務の委託化 |
|  | 水道 |  | 93 | 95 | － 2 | 欠員不補充，業務の見直じ委託化 |
|  | 下水道 |  | 20 | 23 | － 3 | 欠員不補充，下水業務の見直し |
|  | その他 |  | 51 | 51 | 0 |  |
|  | 小 計 |  | 719 | 753 | （ 34 |  |
| 合 計 |  |  |  | $\begin{array}{r} 2,012 \\ {\left[\begin{array}{r} \text { [ } 2,431] \\ \text { 消防団は算入 } \\ \text { Lていなかっつた } \end{array}\right.} \end{array}$ | $\begin{gathered} \hline \mathbf{A} 54 \\ {\left[\begin{array}{ll}  & 267 \end{array}\right]} \end{gathered}$ | 〈参考〉 人口1， 000 人当たり職員数 13.83 人 |

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 ［ ］内は，条例定数の合計である。
（2）年齢別職員構成の状況（18年4月1日現在）


（3）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

1）平成 17 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

| 平成17年5月1日 <br> 職員数 | 平成22年4月1日 <br> 職員数 | 純減数 | 純減率 |
| ---: | :---: | :---: | :---: |
| 人 | 人 | 人 | \％ |
| 2,043 |  |  |  |

（参考）小樽市における定員管理の数値目標（数•率）

| 計画期間 |  | 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 始 期 | 終 期 |  |
| 平成17年5月1日 | 平成22年4月1日 |  |

2）定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要
（各年4月1日現在：ただし17年は5月1日現在）

|  |  | 17 年計画始期 | 18 年 <br> 1 年 目 | $\begin{array}{ll} \hline 19 & \text { 年 } \\ 2 & \text { 年 } \end{array}$ | $\begin{array}{lll} \hline 20 & \text { 年 } \\ 3 & \text { 年 } & \text { 目 } \end{array}$ | $\begin{array}{lll} \hline 21 & \text { 年 } \\ 4 & \text { 年 } & \text { 目 } \end{array}$ | $\begin{array}{lll} 22 & \text { 年 } \\ 5 & \text { 年 } & \text { 目 } \end{array}$ | 17年~22年 <br> 計 | （参考） <br> 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 一般•特別会計 | 減 員 | $\cdots$ | － 39 |  |  |  |  | － 39 |  |
|  | 増 員 | － | 23 |  |  |  |  | 23 |  |
|  | 差 引 |  | A 16 |  |  |  |  | （16（10．3\％） | （ 156 |
|  | 職員数 | 1，318 | 1，302 |  |  |  |  | 1，302 | 1，162 |
| $\begin{aligned} & \text { 企業 } \\ & \text { 会計 } \end{aligned}$ | 減 員 |  | － 75 |  |  |  |  | － 75 |  |
|  | 増 員 | $\bigcirc$ | 21 |  |  |  |  | 21 |  |
|  | 差 引 | 2 | （ 54 |  |  |  |  | 454（122．7\％） | － 44 |
|  | 職員数 | 725 | 671 |  |  |  |  | 671 | 681 |
| 計 | 減 員 | $\bigcirc$ | © 114 |  |  |  |  | © 114 |  |
|  | 増 員 | ， | 44 |  |  |  |  | 44 |  |
|  | 差 引 | $\sim$ | வ 70 |  |  |  |  | А 70 （35．0\％） | （ 200 |
|  | 職員数 | 2，043 | 1，973 |  |  |  |  | 1，973 | 1，843 |

（注）1 計画期間は，17年5月～22年4月の5年間である。
2 （ \％）内の数値は，数値目標に対する進捗率を示す。
3 増減は，各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を，計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
4 企業会計における進捗率が既に $100 \%$ を超えているのは，看護師等は 5 月 1 日採用が多数を占めるため。
5 上記の職員数には派遣職員，公営企業管理者を含むため，定員管理調査の人数とは若干異なっている。

## 7 公営企業職員の状況

## （1）上水道事業

（1）職員給与費の状況

| 区分 | 総費用 <br> A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費 <br> B | 総費用に占める職員給与費比率 $\mathrm{B} / \mathrm{A}$ | （参考） <br> 16年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 17年度 | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 3,163,810 \end{array}$ | ${ }_{45,659} \text { 千円 }$ | $824,728 \text { 千円 }$ | 26.1 \％ | 26.2 \％ |


| 区分 | 職員数 ${ }^{\text {A }}$ | 給与費 |  |  |  | 一人当たり給与費$\mathrm{B} / \mathrm{A}$ | （参考）市町村平均 <br> 一人当たり給与費 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 給 料 | 職員手当 | 期末•勤勉手当 | 計 B |  |  |
| 17年度 | 95 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|  |  | 388，281 | 80，557 | 156，749 | 625，587 | 6，585 | 6，971 |

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は，18年3月31日現在の人数である。

## ウ 特記事項

平成15年度比較で，平成16年度は3\％，平成17年度は5\％，平成18年度は $7 \%$ の給料月額の独自削減を実施し， これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても，平成16年4月1日から部長職 と次長職は $13 \%$ ，課長職は $8 \%$ を本来の額から減額しており，特殊勤務手当については，平成 $16 \sim$ 平成 18 年度は一律 $15 \%$ 削減した額で支給しています。
（2）職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（18年4月1日現在）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 小 樽 市 | 46.4 歳 | 371,642 円 | $566,580 \quad$ 円 |
| 団 体 平 均 | 44.8 歳 | 376,947 円 | 577,214 円 |
| 事 業 者 |  |  |  |

（注）平均月収額には，期末•勤勉手当等を含む。
（3）職員の手当の状況
ア 期末手当•勤勉手当

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

| 支給実績（17年度決算） |  |  | 0 | 円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（17年度決算） |  |  | 0 円 |  |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |  |
| 医師•歯科医師以外の職員 |  |  |  | 1 \％ |

※支給対象者なし

工 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

| 支給実績（17年度決算） |  |  | 6，748 千円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（17年度決算） |  |  | 79，388 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度） |  |  | 88.5 \％ |
| 手当の種類（手当数） |  |  |  |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 危険有害手当 | 水質管理課（係長以下） |  | 日額153円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額212円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に從事した場合（係長以下） |  |  |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額484円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に從事した場合（係長以下） | ＊ | 日額680円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 污浱処理作業に從事する勤務 | 日額374円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき1，045円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 集金，調查，滞納処分処理 | 日額161円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 現金出納事務 | 日額102円 |


| 能率手当 | 料金課（係長以下） | メーター検針事務 | 日額170円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 滞納徴収事務 | 1件につき42円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） |  | 1件につき212円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき2，550円 |
| 能率手当 | 管理職を除く全職員 |  | 月額5，000円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 週休日又は休日に覲務を行ち際の交通費 | 実費 |

才 時間外勤務手当

| 支給実績（17年度決算） | 20,042 千円 |
| :--- | ---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） | 236 千円 |
| 支給実績（16年度決算） | 23,778 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） | 276 千円 |

（注）時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む。

力 その他の手当（18年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | $\begin{gathered} \text { 支給実績 } \\ (17 \text { 年度決算) } \end{gathered}$ | 支給職員1人当たり <br> 平均支給年額 <br> （17年度決算） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 扶養手当 | （1）配偶者 月額 13,500 円 （2）扶養親族（配偶者除く） 2 人目まで 1 人 月額 6,000 円 3人目から1人 月額 5，000円 （16歳から22歳までの子 1人5，000円加算） | 同 | － | 15，300 千円 | 159，375 円 |
| 住居手当 | （1）持家の場合月額 8，000円 （2）借家の場合 <br> 月額 12,000 円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額（上限月額 $27,000 円$ ） | 同 | － | 11，186 千円 | 116，521 円 |
| 通勤手当 | 片道の通勤距囄が 2 km 以上で，交通機関•用具を利用する職員に支給 | 同 | － | 6，458 千円 | 67，271 円 |
| 管理職手当 | 課長職以上の管理職に支給 独自削 $^{2}$減あり） <br> （1）部長職 月額 68,730 円 <br> （2）次長職 月額 $54,810 円$ （3）課聚職 月額 $43,240 \mathrm{H}$ | 同 | － | 6，283 千円 | 628，300 円 |
| 休日勤務手当 | 休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に，1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | －千円 | －円 |
| 寒冷地手当 | 11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して，その世帯区分に基づき支給 <br> （1）世帯主 月額 23,360 円 <br> （2）準世帯主 月額 13，060円 <br> （3）非世帯主 月額 8,800 円 <br> （4）その他 支給なし <br> 平成21年3月31日まで経過措置あり <br> （18年度支給額） <br> （1）世帯主（扶養3人以上） <br> 月額 38,135 円 <br> （2）世帯主（扶養 $1 \cdot 2$ 人） <br> 月額 34，055円 <br> （3）準世帯主 月額 20，860円 <br> （4）非世帯主 月額 13,660 円 <br> （5）その他 支給なし | 同 | － | 15，995 千円 | 166，615 円 |

（4）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
ア）平成 17 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

| 平成17年5月1日 <br> 職員数 | 平成22年4月1日 <br> 職員数 | 純減数 | 純減率 |
| ---: | :---: | :---: | :---: |
| 人 | 人 | 人 | 人 <br> 96 |
| 78 | 18 | 18.75 |  |

（参考）小樽市における定員管理の数値目標（数•率）

| 計画期間 |  | 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 始 期 | 終 期 |  |
| 平成17年5月1日 | 平成 22 年4月1日 |  |

1 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

$$
\rightarrow 6 \text { (3) 2) を参照 }
$$

（1）下水道事業
（1）職員給与費の状況

| 区分 | 総費用 | 純損益又は実質収支 | 職員給与費 | 総費用に占める職員給与費比率 | （参考） <br> 16年度の総費用に占 める臨員給与費比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | A |  | B | B／A | める職員給与費比率 |
| 17年度 | $\begin{array}{r} \hline \text { 千円 } \\ 4,044,442 \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 千円 } \\ & \text { 千円7,685 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 千円 } \\ & 231,329 \end{aligned}$ | 5.7 \％ | 6.1 \％ |


| 区分 | $\begin{array}{r} \text { 職員数 } \\ \text { A } \\ \hline \end{array}$ | 給与費 |  |  |  | $\begin{array}{\|c} \text { 一人当たり給与費 } \\ \mathrm{B} / \mathrm{A} \\ \hline \end{array}$ | （参考）市町村平均 <br> 一人当たり給与費 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 給 料 | 職員手当 | 期末•勤勉手当 | 計 B |  |  |
| 17年度 | 23 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|  | 23 | 94，310 | 20，758 | 38，369 | 153，437 | 6，671 | 6，971 |

ウ 特記事項
平成15年度比較で，平成16年度は3\％，平成17年度は5\％，平成18年度は $7 \%$ の給料月額の独自削減を実施し， これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても，平成16年4月1日から部長職 と次長職は $13 \%$ ，課長職は $8 \%$ を本来の額から減額しており，特殊勤務手当については，平成 $16 \sim$ 平成 18 年度は一律 $15 \%$ を削減した額で支給しています。
（2）職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（18年4月1日現在）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| :---: | ---: | :---: | :---: |
| 小 樽 市 | 4.8 歳 | 365,815 円 | $614,433 \quad$ 円 |
| 団 体 平 均 | 44.8 歳 | 376,947 円 | 577,214 円 |
| 事 業 者 |  |  |  |

（注）平均月収額には，期末•勤勉手当等を含む。
（3）職員の手当の状況
ア 期末手当•勤勉手当

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

| 支給実績（17年度決算） |  |  | 0 千円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） |  |  | 0 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 医師•歯科医師以外の職員 | 0 \％ | 0 人 | 1 \％ |

※支給対象者なし

工 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

| 支給実績（17年度決算） |  |  | 1，195 千円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） |  |  | 59，750 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度） |  |  | 87.0 \％ |
| 手当の種類（手当数） |  |  |  |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額212円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 夏季（1回につき850円），冬类（1回につき1，173円） |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額484円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | \％\％ | 日額680円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 污泥処理作業に従事する野務 | 日額374円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき1，045円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき2，550円 |
| 能率手当 | 管理職を除く全職員 |  | 月額5，000円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 週休日又は休日に覲務奄行「際の交通費 | 実費 |

才 時間外勤務手当

| 支給実績（17年度決算） | 5,378 千円 |
| :--- | ---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） | 269 千円 |
| 支給実績（16年度決算） | 5,980 |
| 千円 |  |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） | $260 \quad$ 千円 |

（注）時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む。

力 その他の手当（18年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 一般行政職 } \\ \text { の制度と異 } \\ \text { なる内る容 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 支給実績 } \\ (17 \text { 年度決算) } \end{gathered}$ | 支給職員 1 人当たり <br> 平均支給年額 <br> （17年度決算） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 扶養手当 |  | 同 | － | 4，678 千円 | 203，391 円 |


| 住居手当 | （1）持家の場合月額 8，000円 <br> （2）借家の場合 <br> 月額 12,000 円以上の家賃を支払 <br> っているときに限り一定の計算方法 <br> による額（上限月額 27，000円） | 同 | － | 2，358 千円 | 102，522 円 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 通勤手当 | 片道の通勤距離が 2 km 以上で，交通機関•用具を利用する職員に支給 | 同 | － | 1，246 千円 | 54，174 円 |  |
| 管理職手当 | 課長職以上の管理職に支給（独自削減あり） <br> （1）部長職 月額 68,730 円 <br> （2）次長職 月額 $54,810 円$ <br> （3）課長職 月額 43,240 円 | 同 | － | 1，728 千円 | 576，000 円 |  |
| 休日勤務手当 | 休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に，1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | －千円 | －円 | ※時間外手当に含む |
| 寒冷地手当 | 11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して，その世帯区分に基づき支給 <br> （1）世帯主 月額 23，360円 <br> （2）準世帯主 月額 13，060円 <br> （3）非世帯主 月額 8,800 円 <br> （4）その他 支給なし <br> 平成21年3月31日まで経過措置あり <br> （18年度支給額） <br> （1）世帯主（扶養3人以上） <br> 月額 38,135 円 <br> （2）世帯主（扶養 $1 \cdot 2$ 人） <br> 月額 34，055円 <br> （3）準世帯主 月額 20，860円 <br> （4）非世帯主 月額 13,660 円 <br> （5）その他 支給なし | 同 | － | 4，176 千円 | 181，565 円 |  |

（4）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
ア）平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

| 平成17年5月1日 <br> 職員数 | 平成22年4月1日 <br> 職員数 | 純減数 | 純減率 |
| ---: | ---: | ---: | ---: |

（参考）小樽市における定員管理の数値目標（数•率）

| 計画期間 |  | 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 始 期 | 終 期 |  |
| 平成17年5月1日 | 平成22年4月1日 |  |

1 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要 $\rightarrow 6$（3）2）を参照
（別表）
1 危険を伴う勤務

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline 特 殊 勤 務 の 種 類 \& 支給基準 \& 支 給 額 \& 併給区分 \\
\hline \begin{tabular}{l}
－水火災の現場における放水，人命救助，破壊，機関又は吸水の作業に専ら従事する勤務 \\
ア 機関員としての業務 \\
イ アに掲げる以外の業務 \\
－救急車により出動し，救急活動に従事する勤務 \\
ア 救急救命士としての業務 \\
イ 機関員としての業務 \\
ウ ア及びイに掲げる以外の業務 \\
－消防車及び救急車等による出動する勤務で，前2号に掲 げる以外の勤務 \\
ア 機関員としての業務 \\
イ アに掲げる以外の業務 \\
- 野犬捕獲に直接従事する勤務 \\
- 地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 に従事する勤務 \\
－交通が遮断されていない道路（所属長が別に指定するも のに限る。）上において測量その他の土木工事に従事する勤務
\end{tabular} \& \begin{tabular}{l}
1 回につき 1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1日につき \\
1日につき \\
1 日につき
\end{tabular} \& 円
330
300
360
260
230

130
100
440
240

350 \& | 併給可併給可 |
| :--- |
| 併給可併給可併給可 |
| 併給可併給可 |
| 併給可 | <br>

\hline
\end{tabular}

2 有害な影響を与える勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 | 支給基準 | 支 給 額 | 併給区分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －病院の結核病棟，精神病棟及び感染症病棟において次の業務に専ら従事する勤務 <br> ア 看護師及び看護助手としての業務 <br> イ 病棟の清掃及び病棟の食器具の消毒の業務 <br> - 臨床検査及び理化学検査に専ら従事する勤務 <br> - エックス線その他の放射線を照射する作業に専ら従事す る勤務 <br> - 保健師で，結核患者の訪問指導のため外勤する勤務 <br> - 保健所に勤務する職員で，結核患者の命令入所事務につ き患者及び患者の家庭を訪問面接のため外勤する勤務 <br> －薬剤散布の作業並びに害虫及び有害鳥獣の駆除作業に従事する勤務 <br> - 感染症患者の疫学調査及び防疫処置に従事する勤務 <br> - 特に危険，有害又は不快な公害調查業務のため外勤する勤務で，半日以上にわたるもの | 1日につき <br> 1日につき <br> 1日につき <br> 1 日につき <br> 1日につき <br> 1日につき <br> 1 日につき <br> 1 回につき <br> 1日につき | $\begin{gathered} \hline \text { 円 } \\ \\ 340 \\ 250 \\ 340 \\ 340 \\ \\ 200 \\ 190 \\ 200 \\ 180 \\ 180 \end{gathered}$ | 併給可併給可 |

3 不快を伴ら勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 | 支給基準 | 支 給 額 | 併給区分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －し尿浄化槽等の清掃業務に附帯する槽内潜入作業に従事 する勤務 <br> - し尿の処理作業による処理作業に専ら従事する勤務 <br> - ごみの処理作業に専ら従事する勤務（前号に規定するも | 1 日につき <br> 1月につき <br> 1 月につき | $\begin{array}{r} \text { 円 } \\ 800 \\ \\ 10,700 \\ 10,000 \end{array}$ | 併給可 |

のを除く。）
－し尿及びごみの処理施設において処理作業に準ずる作業 に従事する勤務

- 葬斎場において火葬作業に従事する勤務
- 畜舎において家畜伝染病予防等の関係業務に従事する勤務
- 行旅死亡人を直接取り扱う勤務
- 小樽公園こどもの国において動物の汚物処理に従事する勤務
－市立の小中学校に勤務する職員で，汚物の処理に従事す る勤務
－港内における流出油について，オイルフェンス及び中和剤を用いて処理する作業に従事する勤務
－病院において医療用布製品の素洗い作業に従事する勤務

| 1 日につき | 300 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1月につき | 10， 000 |  |
| 1 日につき | 230 |  |
| 1日につき | 1，250 | 併給可 |
| 1 月につき | 5， 300 | 併給可 |
| 1日につき | 150 | 併給可 |
| 1 日につき | 720 |  |
| 1 日につき | 250 |  |

4 困難な勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 |
| :---: |
| •病院に勤務する助産師又は看護師で，正規の勤務時間に |
| よる勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間 | をいう。）において行われる看護等の業務に従事する勤務

－消防職員の勤務で，正規の勤務時間が深夜（午後 10 時 から翌日の午前5時までの間をいう。）にわたり，かつ，当番及び非番を交互に繰り返し勤務することを要するもの ア 本部における通信指令業務

イ アに掲げる以外の業務
－冬期間において，夜間（午後 5 時から翌日の午前 8 時ま での間をいう。）又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下 に除雪作業に従事する勤務
－豪雨等異常な自然現象により災害が発生するおそれがあ る場合又は災害が発生した場合の応急作業に従事する勤務
－特殊重車両の運転手で，その車両本来の作業に従事する勤務

- 引き船作業に従事する勤務
- 病院に勤務する職員で，水治浴室において直接水治療法 による業務に従事する勤務


5 その他の勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 |
| :---: |
| －福祉部に勤務する職員で，本務として援護の現業を行う |
| 勤務 <br> 社会福祉業務を行う職員で，医療扶助の業務に従事する <br> 勤務 |

－福祉部に勤務する職員で，本務として手話通訳の業務に従事する勤務

- 削除
- 市税及び国民健康保険料の賦課又は徴収についての事務 に従事する勤務
- 集金のため就業時間の大部分を外勤する勤務
- 就業時間の大部分を現金又は国民年金印紙の出納に従事 する勤務で，次に掲げるもの
ア 職員課長の指定する業務
イ アに掲げる以外の業務
－消防本部において車両又は機関の修理及び整備の業務に専ら従事する勤務
－市民会館のホール（展示ホールを除く。）又は市民セン ターのホールの使用回数が 1 日 2 回以上の日にそれらの施設に勤務する職員が従事する勤務
－食品衛生監視員及び環境衛生監視員が専らその業務のた め外勤する勤務で，半日以上にわたるもの
－保健所に勤務する栄養士が巡回指導のため外勤する勤務 で，半日以上にわたるもの
－水産課に勤務する職員で，船舶に乗り組み各種調査等の海上業務に従事する勤務
－公共用地の取得のため権利者に対して直接交渉する業務 に従事する勤務で，所属長の指定したもの
- 削除
- 東京事務所に勤務する職員が従事する勤務
- 次に掲げる施設に勤務する職員が変則交代で従事する勤務
ア 市民会館，市民センター（所属長が別に指定する職員 に限る。），室内水泳プール及び小樽第二病院（給食調理員に限る。）
イ 葬斎場
ウ 市民センター（所属長が別に指定する職員（アにより指定する職員を除く。）に限る。），保育所（所長を除 く保育士に限る。），図書館，青少年科学技術館及び小樽第二病院（病棟勤務の看護助手に限る。）
エ 小樽公園こどもの国
オ 文学館及び美術館
力 小樽病院（保育士に限る。）及び小樽第二病院（栄養士に限る。）
－市立の小中学校に勤務する職員で，採暖のための汽缶士

| 支 給 基 準 | 支 給 額 | 併給区分 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 円 |  |
| 1 月につき | 7，900 |  |
| 1 月につき | 4， 500 |  |
| 1 月につき | 7，900 |  |
| 1 月につき | 4， 500 |  |
| 1 日につき | 190 |  |
| 1 月につき | 2，900 | 併給可 |
| 1日につき | 120 | 併給可 |
| 1月につき | 2， 800 |  |
| 1 日につき |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { ア } 2 \text { 回の } \\ & \text { 場合 } \end{aligned}$ | 480 | 併給可 |
| イ 3 回以 | 790 | 併給可 |
| 上の場合 |  |  |
| 1 日につき | 180 |  |
| 1 日につき | 200 |  |
| 1 日につき | 240 |  |
| 1 日につき | 270 |  |
| 1月につき | 給料月額の 100 分の 12 に相当する額 |  |
| 1 月につき | 7，500 |  |
| 1月につき | 7，500 | 併給可 |
| 1 月につき | 5，500 |  |
| 1月につき | 5，500 |  |
| 1 月につき | 4， 500 |  |
| 1 月につき | 3， 000 |  |
| 1 日につき | 200 | 併給可 |

業務（点検及び整備等の業務を除く。）に従事する勤務
－病院の薬局において薬局助手としての業務に専ら従事す る勤務
－病院に勤務する助産師で，出産介助の業務に従事する勤務

- 医療職給料表の適用を受ける医師が従事する勤務
- 医師で，業務に必要な調査研究に従事する勤務

ア 保健所長又は保健所参事である医師
イ アに掲げる医師以外の医師
－保健所に勤務する医師で，診療業務に従事する勤務
ア 保健所長又は保健所参事である医師
イ アに掲げる医師以外の医師
－次に掲げる職員で，患者の往診に従事する勤務
ア 医師

イ 看護師
－病院に勤務する職員（医師を除く。）で，解剖業務に従事する勤務
－病院に勤務する医師が宿日直勤務日に医療業務に従事す る勤務
－前号に規定する勤務のうち，その所属する診療科の業務 に従事する勤務

- 病院に勤務する医師が休日救急当番日に従事する勤務
- 病院に勤務する医師が休日救急当番日のうち，その者が勤務することを指定された日以外の日に従事する勤務
－病院に勤務する麻酔科の医師が休日救急当番日に業務の準備に従事する勤務
- 市立小樽病院高等看護学院の講師として従事する勤務
- 職員課が主催する研修の講師として従事する勤務
- 特に複雑若しくは困難又は極めて繁忙な業務であって，市長が別に定めるものに従事する勤務

| 1 日につき | 230 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 月につき | 3， 200 |  |
| 1 月につき | 50， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 150， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 50， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 150， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 50， 000 | 併給可 |
| 往診料 | 100 分の 50 <br> に相当する額 | 併給可 |
| 往診料 | 100分の 20 <br> に相当する <br> 額 | 併給可 |
| 1 体につき | 1，900 | 併給可 |
| 1 夜又は1 | 5， 000 （土曜 | 併給可 |
| 日につき | $\begin{aligned} & \text { 日の午後の } \\ & \text { 場合につい } \\ & \text { ては2, 500) } \end{aligned}$ |  |
| 1 夜又は1 | 2，500（土 | 併給可 |
| 日につき | 曜日の午後 の場合につ いては1，25 0） |  |
| 当番日につ | 35， 000 | 併給可 |
|  |  |  |
| 当番日につ | 10， 000 | 併給可 |
|  |  |  |
| 当番日につ | 10， 000 | 併給可 |
| き |  |  |
| 1 時間につ | 880 | 併給可 |
| き |  |  |
| 1 時間につ | 750 | 併給可 |
| き |  |  |
| 市長が別に | 市長が別に |  |
| 定める基準 | 定める額 |  |

## 備考

1 再任用短時間勤務職員の月額手当（この表に規定する特殊勤務のうち 1 月単位で支給額が定められている特殊勤務に係る手当をいう。以下同じ。）の額は，この表の支給額の欄に掲 げる額にかかわらず，当該月額手当の額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定めら れたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす る。
2 再任用短時間勤務職員の日額手当（この表に規定する特殊勤務のうち 1 日単位で支給額が定められている特殊勤務に係る手当をいう。）の額は，この表の支給額の欄に掲げる額にか かわらず，その者の1日の勤務時間等を考慮して，市長が別に定める。

